

令和6年度
男女共同参画の推進に関する施策の
実施状況（年次報告書）

令和7年8月

島本町総合政策部人権文化センター

目次

しまもとスマイルプラン ～第3期島本町男女共同参画社会をめざす計画～ 概要	3
計画の基本理念	3
計画の位置づけ.....	3
計画の期間	3
施策の体系	4
男女共同参画に関する施策の実施状況.....	5
基本目標1 ジェンダー平等と多様性尊重の意識づくり.....	5
施策の展開1-1 子どもの頃からの意識醸成	5
施策の展開1-2 あらゆる世代への広報・啓発	6
基本目標2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり《女性活躍推進計画》.....	8
施策の展開2-1 社会的な意思決定への参加促進.....	8
施策の展開2-2 働く場における活躍とワーク・ライフ・バランスの推進	9
基本目標3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	13
施策の展開3-1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止と被害者支援《DV 対策基本計画》	13
施策の展開3-2 生涯を通じた健康支援と困難を抱える人々への支援	17
施策の展開3-3 男女共同参画の視点による防災対策	20
資料1 審議会などへの女性の参画状況	21
資料2 女性職員の割合	23

しまもとスマイルプラン ～第3期島本町男女共同参画社会をめざす計画～ 概要

計画の基本理念

性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、
個人の能力を十分発揮できる社会の実現

1. 誰もが性に基づく差別を受けず、人権が尊重される町をめざします。
2. 性別による固定的な役割分担などにとらわれず、個性と能力を十分に発揮できる町をめざします。
3. 性別にかかわらず、町における政策や事業者における方針の立案・決定に共同して参画する機会が確保される町をめざします。
4. 男女ともに子育て、家族の介護など家庭生活における活動と社会生活における活動に対等な立場で参画できる町をめざします。
5. 国際的な協調のもとに男女共同参画の推進に向けた取組を行います。
6. 男女がそれぞれの身体的特徴について理解を深め、妊娠や出産などに関する自己決定が尊重され、生涯を通じ健康に暮らすことができる町をめざします。
7. 誰もが身体的、心理的、経済的または性的なあらゆる暴力を受けることのない町をめざします。

計画の位置づけ

1. 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する市町村男女共同参画計画です。
2. 「島本町男女共同参画推進条例」第10条に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
3. 本計画の基本目標2「性別などにかかわらず活躍できる社会づくり」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての基本計画(女性活躍推進計画)」として位置づけます。
4. 本計画の基本目標3「施策の展開3-1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止と被害者支援」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画(DV対策基本計画)」として位置づけます。
5. 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、大阪府の「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」及び「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」の内容を踏まえるとともに、「第五次島本町総合計画」を上位計画とし、他の個別計画との整合性を持たせた計画です。

計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とします。

なお、計画の期間中においても、社会経済情勢などに大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

施策の体系

基本目標	施策の展開	具体的施策
1 ジェンダー平等と多様性尊重の意識づくり	1 子どもの頃からの意識醸成	① 教育や保育の推進
		② メディア・リテラシーの向上
	2 あらゆる世代への広報・啓発	① 意識啓発の推進
		② 性的指向及び性自認の多様性に関する理解促進
		③ 町の広報物などの点検
		④ 苦情等申出制度の運用
2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり《女性活躍推進計画》	1 社会的な意思決定への参加促進	① 審議会などへの女性の参画の促進
	2 働く場における活躍とワーク・ライフ・バランスの推進	① ワーク・ライフ・バランスの推進
		② 男性の家事・育児・介護への支援
		③ 均等な機会や待遇の確保の推進
		④ 就労および再就職に関する支援
		⑤ 職場におけるハラスメント防止とメンタルヘルス
3 安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止と被害者支援《DV 対策基本計画》	① 暴力を容認しない意識の醸成
		② 安心して相談できる体制づくり
		③ 相談支援と被害者の保護
		④ 被害者の自立支援
		⑤ 性犯罪やストーカー行為などの防止に向けた取組
	2 生涯を通じた健康支援と困難を抱える人々への支援	① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する権利と健康）に関する知識の普及
		② 困難な問題を抱える女性への支援
		③ 外国人への情報提供などの充実
	3 男女共同参画の視点による防災対策	① 男女共同参画の視点を取り入れた防災啓発
		② 避難所などの運営における配慮

男女共同参画に関する施策の実施状況

基本目標1 ジェンダー平等と多様性尊重の意識づくり

私たちの働き方や暮らし方の根底には、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や、性差に関する偏見・固定概念・無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があり、それらの解消をめざし、子どもの頃からの意識醸成とともに、あらゆる世代の男女に対する男女共同参画や性の多様性尊重への理解促進に向けた取組を進めます。

施策の展開 1-1 子どもの頃からの意識醸成

① 教育や保育の推進

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
就学前から男女が対等な存在であるという意識を形成していくために、保育所・幼稚園において、性別などにかかわらず一人ひとりの個性や能力を尊重した保育・教育を行います。	保育所・幼稚園において、個人の個性や能力を尊重した保育を提供した。	引き続き、男女共同参画に関する研修の積極的な参加に努めるとともに、ジェンダーに捉われない男女共同参画の視点にたった保育を行う。	保育幼稚園課
学校において、児童生徒の発達段階に応じて、体系的に人権尊重や男女平等について学ぶ教育を推進します。	年間指導計画に基づき、子どもたちの発達段階に応じた人権教育や道徳教育を実施し、人権及び男女共同参画について理解を深めた。	子どもたち一人ひとりが自尊感情を育み、お互いを認め合い高め合う集団づくりを推進し、人権教育・道徳教育に限らず、学校教育活動全体で取組を推進する。	教育推進課
性別などにかかわらず、個性や適性に応じた生き方、進路を選択する力を育成するキャリア教育を推進します。	中学校では外部講師による出前授業や、企業によるインターン活動を通じて、性別による固定的な考え方にとらわれない職業観や勤労観等を育成した。小学校でも社会見学や出前授業を通して、将来の職業観を醸成した。	今後、性別による固定的な考え方にとらわれない職業観や勤労観等を育成するためのキャリア教育を実施する。その際には、地域等と連携した人材の活用等を念頭に置き、各教科においても、キャリア教育の観点をより充実をさせる。	教育推進課
性的マイノリティの子どもへの存在に配慮し、教育の場において、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、これらに基づく差別のない環境づくりを推進します。	学校教育及び行事等において、多文化共生教育とジェンダー平等教育を柱とした活動を実施した。	地域社会や専門家と連携し、キャリア教育を通じて、教職員及び子どもたちの多様性理解を深める取組を実施する。	教育推進課
学校教育全体を通じて、性別による固定的な役割分担意識などにより、無意識のうちに子どもたちの個性や能力発揮の機会を奪っていないか、活動内容の点検に努めるとともに、教職員の理解を深めるための研修に努めます。	子どもたちを対象とした「みづまろキッズアンケート」による自己評価を取り入れ、学力だけでなく創造性や問題解決能力を正當に評価できる取組を実施した。	学校教育において、自己表現力・課題探究力・社会参画力を育成する教育活動を推進し、自ら考え判断し行動できる子ども、違いを理解し自他を尊重する子どもの育成に努める。	教育推進課

② メディア・リテラシーの向上

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
SNS などの普及により、情報の発信主体が多様化し、人権を侵害するような受信も容易となっている現状に対応し、広報媒体などによる注意喚起や講座の開催など、情報を読み解き活用する能力の向上に向けた支援に努めます。	ホームページや広報、人権文化センター内のポスター掲示等を通じて、周知啓発を行った。 【HP】 ・インターネットや SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用する際のルールやマナーを守りましょう	引き続き、広報や人権文化センター内のポスター掲示等を通じて、周知啓発を行う。 一般住民向けにメディア・リテラシーに関する講座を実施する。 情報流通プラットフォーム対処法やインターネットに関するトラブルの相談窓口などの周知を図る。	人権文化センター
子どもたちが被害者にも加害者にもならないよう、学校教育などの場で情報モラルの育成に努めます。	高槻警察や外部人材を利用し、生徒に端末利用における情報の取扱いやフィルタリングサービスの利用、有害情報等について注意喚起した。	各校において、講習等を継続的に実施し、保護者に対してもフィルタリングサービスやスマホの適切な使用に関する啓発を行う。 また、文部科学省や府の作成した教材等を用い、子どもたちに対する情報モラルの教育を推進する。	教育推進課

施策の展開 1 - 2 あらゆる世代への広報・啓発

① 意識啓発の推進

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
国際的な動きや国、府などの取組と連携しながら、広報やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用して情報発信や啓発活動を実施し、あらゆる世代の住民や企業・団体など、幅広い層への意識啓発に努めます。	広報等を通じ、男女共同参画について周知啓発した。 また、9 月から人権文化センター内に無料の「学びとほっこりルーム」を開設、男女共同参画を含む様々な人権課題に係る書籍や資料を配架・貸出するなど、住民の情報収集や学びなどの場として利用に供した。 【広報】 ・6 月号 「6 月 23 日(日)～29 日(土)は男女共同参画週間 ～だれもがどれ選べる社会に～」 ・8 月から 10 月号 「知っていて欲しい、スマイルプラン(全3回)」 ・9 月号 「9 月は OSAKA 女性活躍推進月間です」	引き続き、さまざまな広報媒体を活用し、仕事や家庭生活、子育てや介護などの身近なテーマを通じて、男女共同参画の理解促進に向けた周知啓発を行う。	人権文化センター

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
講座の開催などを通じて、ジェンダー平等への理解を深めたり、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の気づきと行動変容につながるような機会の提供に努めます。	男女共同参画講座や広報による啓発に努めた。 【講座】 ・「言われてみれば…落語の中の男女共同参画」参加者 30 名 【広報】 ・8 月号 「知っていて欲しい、スマイルプラン① アンコンシャス・バイアス～無意識の思い込み～」	引き続き、ジェンダー平等やアンコンシャス・バイアスなどへの気づきと行動変容を促す講座や広報を実施する。	人権文化センター

② 性的指向及び性自認の多様性に関する理解促進

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
広報やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用して、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に向けた情報発信や啓発講座を実施します。	町立中学校において性的指向及び性自認に関する男女共同参画講座を実施した。 【講座】 ・第二中学校:全生徒対象「性教育講座(LGBTQ)」 啓発チラシやパンフレットを人権文化センターやふれあいセンターに配架し周知を図った。	引き続き、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に向けた情報発信や啓発講座を実施する。	人権文化センター
府と連携して「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」の周知に努めます。	人権文化センター等での大阪府のチラシ配架等により周知を図った。	町ホームページへ記事を掲載するなど、引き続き周知啓発を図るとともに、庁内調整を図り、パートナーシップ関係にある方に適用可能な制度の明確化や充実を努める。	人権文化センター
		町営住宅の入居募集の申込要件にパートナーシップ関係にある方を含める。	都市計画課

③ 町の広報物などの点検

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
町が発行する広報物などにおいて、性別にとらわれない表現に努めるとともに、ジェンダー平等や性の多様性尊重などの視点から、不適切な表現がないよう点検を行います。	性別に基づく固定観念に捉われず、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、広報しまもと・町ホームページ等で発信する際に、男女共同参画の視点に立った表現に留意した。 新規採用職員研修内でジェンダーにとらわれない表現について研修を行なった。	引き続き、男女共同参画の視点に立ち、広報誌等の作成に努める。 新規採用職員研修などの機会を通じ、男女共同参画に基づく表現について研修を行う。	政策企画課・人権文化センター

④ 苦情等申出制度の運用

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
町の施策に対し、男女共同参画に関する苦情や意見の申出ができる制度を周知するとともに、適切に運用します。	島本町男女共同参画推進条例に基づき、苦情や意見の申出を受け付けた。 R6 年度 0 件	制度周知及び苦情等の受付を行う。WEB フォームでの受付を開始する。	人権文化センター

基本目標2 性別などにかかわらず活躍できる社会づくり《女性活躍推進計画》

将来にわたって持続可能で活力があり、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現をめざすため、社会的な意思決定の場で男女が対等に意見を反映させることができる環境の醸成に努めます。また、子育てや介護と仕事との両立など、性別などにかかわらず人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に努めます。

施策の展開 2 - 1 社会的な意思決定への参加促進

① 審議会などへの女性の参画の促進

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
各審議会などを所管する課において、委員の性別バランスに偏りが生じないよう、委員選出方法の見直しや人材の掘り起こしに努めます。	数値目標(審議会などにおける女性委員比率:40%以上60%未満、女性がいない審議会などの数:0)の達成をめざし、全庁で取り組んだ。【資料1参照】	引き続き、計画に掲げる数値目標の達成に向け取り組む。	各審議会 会 所 管 課
各審議会などを所管する課との個別ヒアリング及び府の女性人材情報データベースの活用など、男女共同参画担当課において女性参画の促進に向けた支援を行います。	女性比率が40%を下回る審議会については、登用が伸び悩む事情の確認を行った。	引き続き、目標数値に達していない課に対しては登用が伸び悩む事情の確認を行う。また、通知および情報提供をとおして女性の登用について働きかける。	人権文化センター

(参考) 関連する計画などによる施策

・行政における女性職員の活躍推進 (島本町特定事業主行動計画)

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
意識改革・働き方の見直し(時間外勤務時間数の減少、年次有給休暇の取得日数の増加など)、両立支援(女性職員・男性職員の育児休業等の取得率の維持・増加など)、女性職員の活躍推進(職員に占める女性職員の比率、管理職に占める女性職員の比率の増加など)に取り組みます。	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき策定した「島本町特定事業主行動計画(目標年次:令和7年度)」に基づき、性別にかかわらず家事・育児・介護に携わることができるよう働き方の見直しを進めるとともに、休暇等を取得しやすい職場環境づくりに努めた。 また、管理職への登用においては、男女の区別なく個人の能力により処遇し、適材適所の登用に努めるとともに、採用においても、性別にかかわらない人物本位の選考により、有為な人材の確保に努めた。 【時間外勤務の状況】 月平均時間数:10 時間 【年次有給休暇の取得状況】 年間平均取得日数:13 日 7 時間 【育児休業の取得率】 女性職員:100% 男性職員:61.5% 【配偶者出産休暇の取得率】 男性職員:100% 【育児参加休暇の取得率】 男性職員:84.6% 【女性職員の割合】 資料2参照	「島本町特定事業主行動計画」により、引き続き働き方の見直し及び両立支援に努めるとともに、各種休暇・休業制度の取得率向上を目指す。 また、意欲と能力のある女性職員の登用及びキャリア形成支援に努める。	人事課

施策の展開 2-2 働く場における活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

① ワーク・ライフ・バランスの推進

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
仕事と家庭生活の両立や働き方の見直しについて、広報媒体などを通じ、住民への情報提供に努めます。	仕事と家庭生活の両立や働き方の見直しについて、書籍を購入し人権ライブラリーとして貸し出した。また、府などが発行するパンフレットやチラシを人権文化センターやふれあいセンターに配架し住民への情報提供に努めた。	広報媒体や人権文化センター内のポスター掲示等を通じて、ワーク・ライフ・バランスの周知啓発を行う。	人権文化センター

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
性別にかかわらず育児・介護休業などの両立支援制度を利用しやすい職場づくりに向け、一般事業主行動計画の策定促進やイクボスの育成、女性の活躍促進などに係る好事例の紹介など、事業所への周知・啓発に努めます。	近隣自治体と合同で「働く人・雇用する人のためのお役立ちセミナー」を開催し、ワーク・ライフ・バランスについて啓発した。	「働く人・雇用する人のためのお役立ちセミナー」の参加者が伸び悩んでいたことから、セミナーの開催をやめ、今後はワーク・ライフ・バランスに関するチラシの配架等の広報活動を中心に、継続した啓発を行う。 国や大阪府、島本町企業内人権啓発推進連絡会と連携を図り、事業者への情報発信に努める。	にぎわい創造課・人権文化センター

② 男性の家事・育児・介護への支援

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
男性を対象とする講座の開催など、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、家事・育児・介護に取り組めるような支援や意識の醸成に努めます。	普段家事をしていない人を対象として男女共同参画講座「名もなき家事deビンゴ！」をオンライン開催した。応募者2名。	オンラインイベントについては、参加者数が少なかったため、開催内容や周知方法等を検討する。	人権文化センター
パパママクラスにおいて、男女が互いの理解を深め、ともに子どもを育てることの大切さについて啓発します。	男性の育児を支援するため、パパママクラスを実施した。 【実施回数】5回 【受講者数】延べ90人(男性)	日曜日開催で夫婦での参加が多く、夫婦での育児を考えるきっかけとなり、男性の育児への支援につながっている。また、第1子妊娠中はコロナ禍であり教室参加が難しかったケースや転入妊婦の増加に伴い、定員を増やして対応した。今後も引き続き男性の育児への支援に努める。	すこやか推進課

③ 均等な機会や待遇の確保の推進

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
男女が均等な雇用機会や待遇を得ることができ、妊娠・出産により女性労働者が不利益を受けないよう、関係機関と連携し、男女雇用機会均等法などの周知を図るとともに、相談窓口などの周知に努めます。	育児・介護休業に関するチラシを配架し周知を行った。	育児・介護休業に関するチラシを配架し周知を行う。	にぎわい創造課
ハローワーク茨木(茨木公共職業安定所)や島本町企業内人権啓発推進連絡会と連携し、事業所を対象とした研修会を開催します。	島本町企業内人権啓発推進連絡会主催で研修会を実施した。 【研修会】 ・「職場でのハラスメントについて」	引き続き、島本町企業内人権啓発推進連絡会と連携し、事業所を対象とした研修会を開催する。	人権文化センター

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
近隣自治体と連携して、労働者が労働問題に関する知識を習得できるよう支援します。	近隣自治体と合同で「働く人・雇用する人のためのお役立ちセミナー」を開催し、労働者への学習機会を提供した。	「働く人・雇用する人のためのお役立ちセミナー」の参加者が伸び悩んでいたことから、セミナーの開催をやめ、今後は労働者への学習機会となるセミナー等の周知を、広報誌等を活用し発信していく。	にぎわい創造課

④ 就労および再就職に関する支援

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
就労支援相談において、地域の企業・事業者・機関・団体と連携し、雇用や就労に関する相談支援を行います。	地域就労支援相談により、就職困難者等への支援をした。	地域就労支援相談の窓口をにぎわい創造課に移し、関係機関と密に連携しながら就職困難者等への支援を行う。	にぎわい創造課
福祉事務所において、ハローワーク(公共職業安定所)など関係機関と連携し、ひとり親家庭などの就労支援を行います。	就労支援員を配置し、ハローワーク(公共職業安定所)など関係機関と連携し、ひとり親家庭などの就労支援を実施した。	今後も就労支援員を配置するとともに、ハローワーク(公共職業安定所)など関係機関と連携し、引き続きひとり親家庭などの就労支援を行う。	福祉推進課
女性相談において、女性の就労に関する相談に応じ、助言や専門機関の紹介などの支援を行います。	女性相談において労働関係の相談に応じた。 R6年度 3件	今後も女性相談において労働関係の相談に応じる。	人権文化センター
近隣自治体、ハローワーク(公共職業安定所)など関係機関と連携し、求人情報の提供に努めます。	近隣自治体と合同で就職フェアの開催、及びハローワークなどの関係機関との連携により三市一町合同就職フェアを開催した他、求人情報を提供した。	継続的な取り組みが必要であるため、今年度も近隣自治体と合同で就職フェアの開催、及びハローワークなどの関係機関との連携により三市一町合同就職フェアを開催する他、求人情報を提供する。	にぎわい創造課
職業訓練校が開設する講習会の案内など、女性の就労や再就職支援、能力開発に関する情報の収集・提供に努めます。	職業訓練校が開設する講習会の案内等、女性の就労や能力開発に関する情報を提供した。 【広報】 ・10月号 「マザーズ WEEKS 就職支援セミナー開催」	継続した取り組みが必要であるため、今年度も職業訓練校が開設する講習会の案内等、女性の就労や能力開発に関する情報を提供する。	にぎわい創造課

⑤ 職場におけるハラスメント防止とメンタルヘルス

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメントの防止に関して、事業所や住民に対する啓発や、府のオンラインも含めた相談窓口などに関する情報提供に努めます。	茨木公共職業安定所等や島本町企業内人権啓発推進連絡会との連携により、事業所対象の研修や啓発を実施した。また、茨木公共職業安定所から送付される資料等を人権文化センター及びふれあいセンターのインフォメーションに設置し、周知した。	今後も、茨木公共職業安定所や島本町企業内人権啓発推進連絡会と連携し、研修や啓発を行う。また、茨木公共職業安定所から送付される資料等を人権文化センター及びふれあいセンターのインフォメーションに設置し、周知する。	にぎわい創造課
働く人の心の健康管理に関する情報提供を行います。	広報等を通じ、関係機関で実施されるメンタルヘルスに関する相談窓口及びセミナー等を周知した。	関係機関で実施されるメンタルヘルスに関する相談窓口及びセミナー等を周知する。	にぎわい創造課

(参考) 関連する計画などによる施策

・各種子育て支援サービスの提供（島本町子ども・子育て支援事業計画）

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
地域における子ども・子育てに関するニーズを把握し、幼児教育・保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センターや学童保育など各種子育て支援サービスの提供体制を確保・実施します。	預かり保育をはじめ、公立・民間保育施設、学童保育施設にて、多様な保育ニーズに対応するために、各種子育て支援サービスを提供した。 ・保育所 5 か所 619 人 ・認定こども園 2 か所 320 人 ・小規模保育事業所 4 か所 34 人 ・幼稚園 2 か所 202 人 ・ファミリー・サポート・センター事業 会員数 327 人(依頼会員 279 人、提供会員 34 人、両方会員 14 人)、利用件数 870 件 ・学童保育室 4 か所 585 人 (R6.4.1 現在)	引き続き各種子育て支援サービスの提供体制の実施・確保に努める。 ファミリー・サポート・センター事業については、依頼会員の多様なニーズに対応するため、提供会員を増員するよう、今後も広報等により会員募集を行う。	保育幼稚園課 こども家庭課 教育総務課

・介護・福祉サービスの提供と相談支援（島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画）

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
高齢者の介護・福祉サービスの利用動向やニーズを把握し、適切なサービスの確保に取り組むとともに、地域包括支援センターを中心に、介護する人の負担やストレスを軽減するためのサービスの紹介や相談支援などを行います。	島本町地域包括支援センターを中心に、介護に携わる家族からの悩みや心配事などの相談への対応、サービスの紹介等を行なった。 【相談件数】延べ 1,354 件	高齢者の総合相談窓口である島本町地域包括支援センターと連携しながら、介護にかかわる家族の相談へ対応し支援していく。	高齢介護課

基本目標3 安心して健やかに暮らせる環境づくり

ドメスティック・バイオレンス(DV)や性犯罪、ストーカー行為など、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会環境の醸成と、関係機関との連携による被害者支援に取り組みます。

また、性別やライフステージによって異なる健康問題について、生涯を通じた支援に取り組むとともに、生活上の困難等を抱える女性に対する相談体制の強化に努めます。

あわせて、地域防災力の向上に向けて、男女が災害から受ける影響の違いなどに配慮した災害対策の取組を進めます。

施策の展開 3-1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の防止と被害者支援《DV 対策基本計画》

① 暴力を容認しない意識の醸成

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
DVが犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることや、身体的暴力だけでなく精神的・社会的・性的・経済的暴力なども含まれること、子どもの面前でのDVは心理的な児童虐待にあたることなど、DVに対する理解が一層深まるよう、さまざまな広報媒体を用いて啓発を行います。	広報や人権文化センター内のポスター掲示等を通じて、周知啓発を行った。 【HP】 ・「配偶者からの暴力(DV)の防止について」 【広報】 ・9月号 「知っていてほしい、スマイルプラン② こんなこと『相談』していいのかな？」	引き続き、広報や人権文化センター内のポスター掲示等を通じて、周知啓発を行う。	人権文化センター
交際相手からの暴力(デートDV)について、デートDV防止教室やSNSなどの媒体を活用した啓発などを通して若年層への周知啓発に努めるとともに、教職員や青少年に関わる人たちへの情報提供を行います。	町立中学校における男女共同参画講座を実施した。 【講座】 ・第一中学校:3年生対象 「知っていますか『デートDV』」	引き続き、中学校での講座等を通じて若年層へのデートDV周知啓発に努める。	人権文化センター

② 安心して相談できる体制づくり

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
町の相談窓口や警察、大阪府配偶者暴力相談支援センター、国の相談窓口「DV相談+（プラス）」などの情報を積極的に発信します。また、被害を受けた人がためらわずに相談できるとともに、相談を受けた身近な人が本人に相談機関を紹介できるよう、DVの行為類型や、どのような相談ができるのかの例などを挙げて周知するよう努めます。あわせて、「暴力を受けていい人はいない」「被害者は悪くない」という視点を発信し、相談しやすい環境づくりに努めます。	町ホームページ、広報しまもとへの啓発記事掲載、ふれあいセンターの女子トイレや町の窓口に相談窓口案内カードを配架するなど、DVの各相談窓口の情報の発信を行うなど、相談しやすい環境づくりに努めた。 【HP】 ・「配偶者からの暴力（DV）の防止について」 【広報】 ・9月号 「知っていてほしい、スマイルプラン② こんなこと『相談』していいのかな？」	引き続き、DVの相談窓口などの情報を積極的に発信するなど、相談しやすい環境づくりに努める。	福祉推進課・人権文化センター
男性のDV被害者を対象とした相談窓口の周知などに努めます。	人権文化センターやふれあいセンター内でのチラシ配架により、周知に努めた。	引き続き、人権文化センターやふれあいセンター内でのチラシ配架等により、周知に努める。	人権文化センター
女性相談において、DVを含めた様々な悩みの相談に応じます。「相談するほどではない」と思うようなことでも気軽に相談できる窓口であることを周知し、積極的な活用の促進に努めます。	毎月第2水曜・第4火曜に女性相談を実施した。また、保育付き相談・夜間相談を各4日間実施した。 【相談件数】62件 【広報】 ・5月号 「女性相談では、夜間相談や保育付き相談日を開設しています」 ・9月号 「知っていてほしい、スマイルプラン② こんなこと『相談』していいのかな？」	一定のニーズがあることから、今後も継続して実施する。	人権文化センター

③ 相談支援と被害者の保護

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
町の相談窓口においてDVに関する相談に対応し、安全確保のための的確な情報提供や助言を行うとともに、府の配偶者暴力相談支援センター（女性相談センター、吹田子ども家庭センター）や警察、施設等と連携し、緊急時における安全確保に努めます。	DVに関する相談に対応するとともに、被害者支援のための情報を提供した。 【相談件数】26件（町役場関係部署合計）	今後も各関係部署と連携し、引き続き情報提供を行うとともに、緊急時における安全確保に努める。	福祉推進課

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
被害者が早期に支援につながる ことができるよう、教育・保育・医 療関係者、民生委員児童委員や 人権擁護委員などとの連携によ り、被害者の発見、通報体制の 強化充実に努めます。	町内外の関係機関と連携し、被 害者の発見、通報体制の強化充 実を実施した。	関係機関との連携を強化し、緊 急時に迅速に手続きを進めるこ とができるように努める。	福祉推 進課

④ 被害者の自立支援

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
生活支援や就労支援、住宅確 保、医療保険や年金、子どもの保 育、就学など自立に向けて必要 な制度等の情報提供や関係機関 との連絡調整、同行支援などを 行い、複数の課題を解決しなが ら被害者の自立に向けた支援を 行います。あわせて、心に傷を負 った被害者が心理的安定を取り 戻すことができるよう、相談支援 を通じて心のケアに努めます。	ひとり親・女性支援員による相談 支援や就労支援資格取得助成、 貸付、母子生活支援施設の入所 措置など必要な支援を講じ、ひと り親家庭等の自立支援事業を実 施した。	相談相手により、必要な支援策 が異なるため、聞き取りを丁寧 に行い、必要な支援を講じると ともに、心のケアに努める。	福祉推 進課
面前DV等により被害を受けた子 どもを支援するため、子どもに関 する相談窓口の情報提供などを 行うとともに、相談員などが学 校、幼稚園、保育所など関係機 関と連携し、同伴する子どもの安 全確保と心のケアに努めます。	ひとり親・女性支援員が学校、幼 稚園、保育所など関係機関と連 携し、面前DV等により被害を受 けた子どもの情報提供を行い、 安全確保と心のケアに努めた。	引き続き学校、幼稚園、保育所な ど関係機関と連携し、面前DV等 により被害を受けた子どもの安 全確保と心のケアに努める。	福祉推 進課
	相談員が関係機関と連携し、被 害を受けた子どもの支援を行っ た。 令和7年1月にこどもすこやかセ ンターを設置した上で、こども家 庭課に家庭児童相談員 3 名、社 会福祉士 2 名、保健師 1 名を配 置し、相談に対応できる職員体 制を整えている。	引き続き、関係機関と連携の下、 子どもの安全確保と心のケアに 努める。	こども 家庭課

⑤ 性犯罪やストーカー行為などの防止に向けた取組

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
「若年層の性暴力被害予防月間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、大阪府や警察などの関係機関と連携し、性犯罪やストーカー行為などの暴力防止に向けての啓発や、各種相談窓口の周知を行います。	広報や人権文化センター内のポスター掲示等を通じて、周知啓発を行った。 【広報】 ・4月号 「4月は若年層の性暴力被害予防月間です」 ・11月号 「11月12日(火)～25日(月)は『女性に対する暴力をなくす運動』期間」 「11月13日(水)～19日(火)は全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」 「11月25日(月)～12月1日(日)は犯罪被害者週間(アドボカシーセンター)」	引き続き、広報や人権文化センター内のポスター掲示等を通じて、周知啓発を行う。	人権文化センター
防犯灯や防犯カメラの設置など、防犯環境の整備を推進します。	犯罪を防止するため、防犯灯や防犯カメラの維持管理を行った。	引き続き犯罪を防止するため、防犯灯や防犯カメラの適切な管理を行う。	危機管理室
「しまもとタウンメール」により、不審者情報などの緊急情報を迅速に配信します。	しまもとタウンメールで不審者情報などを発信した。	引き続き、事案発生時においては不審者情報などの正確・迅速な発信に努めていく。	政策企画課

(参考) 関連する計画などによる施策

・児童虐待防止対策（島本町子ども・子育て支援事業計画）

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携により虐待を受けている児童などの早期発見や適切な支援を行うとともに、虐待防止に関する啓発、児童相談の充実などに取り組みます。	要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を行った。 令和7年1月にこどもすこやかセンターを設置した上で、こども家庭課に家庭児童相談員3名、社会福祉士2名、保健師1名を配置し、児童虐待に対応できる職員体制を整えている。	引き続き、関係機関と連携の下、虐待防止対策の推進に努める。	こども家庭課

・高齢者虐待防止対策（島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画）

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
地域包括支援センターなどで相談に応じ、必要な支援につなげるとともに、虐待を受けた高齢者の保護および養護者支援、通報義務の周知啓発などに取り組みます。	島本町地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待に関する相談への対応や支援を行うとともに、高齢者虐待の防止対策について検討した。 高齢者虐待に対応する関係機関のつながりを強化するために、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催した。	島本町地域包括支援センターと連携しながら、高齢者の虐待防止や高齢者虐待の相談窓口の住民への周知に取り組む。 また、必要に応じて様々な関係機関と連携し、より包括的な支援を行える体制づくりに引き続き努める。	高齢介護課

・障害者虐待防止対策（島本町障害者計画・島本町障害福祉計画／障害児福祉計画）

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
虐待の防止・早期発見・早期対応を図るための体制整備を進め、相談・通報への対応、調査・指導等を適切に行うほか、虐待防止のための啓発や研修を行います。	虐待に関する相談に対応するとともに、通報等の対応を適切に行った。 【相談・通報件数】16 件	関係機関との連携を強め、適切かつ迅速な対応に努める。	福祉推進課

施策の展開 3-2 生涯を通じた健康支援と困難を抱える人々への支援

① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する権利と健康)に関する知識の普及

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
妊娠・出産などに関し、女性が自分のからだを大切にし、自己決定することができるよう、情報提供に努めます。	町立中学校での性教育講座を通じて自分のからだを大切にすること、自己決定することができるよう啓発を行った。	女性相談での相談内容に応じて適宜情報提供を行う。 学校と調整を行いつつ、町立中学校での講座を継続して実施する。	人権文化センター
児童や生徒の発達段階に応じて、生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身につけ、互いの性を尊重できる意識を養うことができる教育を進めます。	年間指導計画に基づき、子どもたちの発達段階に応じた健康教育、多様性を尊重する人権教育を実施した。	子どもたちが性の多様性を尊重できるよう、教科横断的な学習活動を促進するとともに、安心して相談できる窓口を周知し、支援を実施する。	教育推進課

② 困難な問題を抱える女性への支援

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
ひとり親・女性支援員を配置するとともに、相談事業や関係機関との連携などを通じ、様々な困難な状況に置かれている女性の実情に応じた支援を行うなど、相談支援体制の強化に努めます。	ひとり親・女性支援員を配置し、相談事業や関係機関との連携などを通じ、困難な問題を抱える女性への支援を行うなど、相談支援体制の強化に努めた。	関係機関との連携を強め、相談支援体制の強化に努める。	福祉推進課
	女性相談にて、女性が抱える様々な悩みに対応した。 【相談件数】62 件 女性相談以外の相談について、必要に応じて社会福祉協議会など関係機関と連携し対応した。 【対応件数】1件 困難な問題を抱える女性への相談対応や支援を行っている「女性のためのコミュニティスペース」が、大阪府主催で「おでかけ女性のためのコミュニティスペース in 三島」として出張開設された際に三島地域各自治体と共に参加した。	女性相談については、一定のニーズがあることから、今後も継続して実施する。 また、案件の内容によってケース会議を持つなど今後も関係機関と連携を図る。	人権文化センター

③ 外国人への情報提供などの充実

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
ホームページにおいて、多言語自動翻訳システムを活用し外国人への情報提供の充実を図ります。	ホームページ多言語自動翻訳システムを運用し、外国人への情報提供の充実に努めた。	多言語自動翻訳システムを運用後、課題は特にないが、改善点を発見次第必要に応じて、システムの整備を行う。	政策企画課
外国語版の母子健康手帳を対象者に配布します。	音声翻訳機の運用と、外国語版の母子健康手帳を対象者に配布できるよう準備した。 令和6年度は英語版の母子健康手帳を1件配付した。	引き続き音声翻訳機と外国語版母子健康手帳を活用して外国人への支援に努める。	すこやか推進課
外国人住民を対象とした日本語教室などの活動支援に努めます。	人権まちづくり協会の実施する日本語教室に対し、活動支援を行った。	今後も日本語教室への活動支援を実施する。	人権文化センター

(参考) 関連する計画などによる施策

・ライフステージに応じた男女の健康づくり支援（島本町健康づくり事業・食育の取組における基本方針）

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病の予防に向け、栄養・食生活や運動、休養、飲酒、喫煙などさまざまな生活習慣の改善のための取組、早期発見・重症化予防のための検診や保健指導、身体的特性や生活環境、健康意識などを踏まえたライフステージに応じた健康づくり支援などに取り組めます。	「健康づくり事業・食育の取組における基本方針」(平成 31 年 3 月策定)に基づき健康づくり及び食育に関する施策を計画的に推進した。 【事業名】健康診査、各種がん検診 【集団実施回数】19 回 【個別実施期間】令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 15 日 【その他】がん検診の無料対象者拡大の実施 (例年どおりの対象者) ・20 歳 子宮頸がん検診 ・40 歳 乳がん検診 (R6 年度から新たに無料となる対象者) ・50 歳 胃、肺、大腸、乳、子宮頸がん検診 ・65 歳以上 肺がん検診 【事業名】健康相談 【実施回数】35 回 【相談者数】延べ 585 人 【事業名】健康教育 【実施回数】66 回 【受講者数】延べ 1025 人	今後も生涯を通じた健康づくりのため、左記の事業を実施する。	すこやか推進課

・自殺予防対策の推進（島本町地域福祉計画／自殺対策計画）

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
地域のネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、住民への啓発と周知の充実、生きることを促す支援の充実などの取組を推進します。	「第 4 期島本町地域福祉計画」 「第 1 期島本町自殺対策計画」(平成 31 年 3 月策定)に基づき、自殺予防に関する取組を推進するとともに、自殺対策強化月間においては、広報及び窓口にて相談窓口等の周知を行った。	「第 5 期島本町地域福祉計画」(令和 7 年 3 月策定)に基づき、自殺予防対策を計画的に推進する。	福祉推進課

・ひとり親家庭の支援（島本町ひとり親家庭等自立促進計画⇒島本町地域福祉計画）

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
相談支援、子育て・教育支援、生活支援、就労支援など、ひとり親家庭等が安定して生活し、子どもたちが健やかに育つまちの実現に向けた取組を推進します。	「第4期ひとり親家庭等自立促進計画」(令和2年3月策定)に基づき、「ひとり親家庭等が安定して生活し、子どもたちが健やかに育つまち」を基本理念に、ひとり親家庭の自立支援のための取組みを計画的に推進した。	「第5期島本町地域福祉計画」(令和7年3月策定)に基づき、ひとり親家庭に対する各種施策を計画的に推進する。	福祉推進課

施策の展開 3-3 男女共同参画の視点による防災対策

① 男女共同参画の視点を取り入れた防災啓発

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
防災に関し、男女共同参画の視点を取り入れた講座の実施、広報媒体を活用した情報発信などにより、啓発に努めます。	広報しまもとに啓発記事を掲載した。 【広報】 ・10月号 「知っていて欲しい、スマイルプラン③ 防災に『女性の視点』って何？」	令和7年度は防災関連講座の開催予定はないが、今後も適宜講座を実施するとともに、広報や町ホームページ等による啓発に努める。	人権文化センター

② 避難所などの運営における配慮

計画に掲げる取組内容	令和6年度の実施状況	今後の方向性	担当
災害時の避難所運営におけるプライバシーの確保、女性専用の設備や物品、着替えや授乳のための場所の確保、避難所生活における安全性の確保など、平時から十分に配慮し、その体制を確保します。	液体ミルクやプライバシーを確保できる更衣室テント、災害用仮設トイレに設置するサニタリーボックスを備蓄し、男女共同参画の視点に配慮した防災対策を行った。	国際的に「人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野における最低限満たされるべき基準」を示した「スフィア・ハンドブック」に基づいた避難所運営に努める。	人権文化センター 危機管理室
性別などにかかわらず避難生活における心配ごとの相談に応じることができる体制の整備に努めます。	被災した場合に各避難所のニーズや避難者の被災状況を把握し、避難者の生活再建が速やかに行えるよう各機関との連携強化に努めた。	スフィア・ハンドブックに基づき、各避難所のニーズや避難者の被災状況を把握し、避難者の生活再建に務める。	人権文化センター 危機管理室

資料1 審議会などへの女性の参画状況

1 議会議員(参考)		令和7年4月1日現在					
	名 称	所管課	総議員数 (人)	うち女性 議員数(人)	女性議員 比率(%)	男女 均衡	備考欄
1	町 議 会	議会事務局	13	6	46.2	●	

2 委員会及び委員(地方自治法第180条の5関係)							
	名 称	所管課	総委員数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性委員 比率(%)	男女 均衡	備考欄
1	教育委員会(教育長を除く)	教育総務課	4	2	50.0	●	
2	選挙管理委員会	行政委員会事務局	4	1	25.0		
3	公平委員会	行政委員会事務局	3	1	33.3		
4	監査委員	行政委員会事務局	2	0	0.0		
5	固定資産評価審査委員会	行政委員会事務局	3	0	0.0		
6	農業委員会	にぎわい創造課	14	3	21.4		
合 計			30	7	23.3		

3 法律の規定により国の機関(大臣等)が委嘱する委員							
	名 称	所管課	総委員数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性委員 比率(%)	男女 均衡	備考欄
1	人権擁護委員	人権文化センター	7	5	71.4		
2	行政相談委員	人権文化センター	2	1	50.0	●	
3	民生委員児童委員	福祉推進課	52	34	65.4		
合 計			61	40	65.6		

4 附属機関(地方自治法第202条の3関係)							
	名 称	所管課	総委員数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性委員 比率(%)	男女 均衡	備考欄
1	人権文化センター運営委員会	人権文化センター	5	3	60.0	●	
2	人権啓発施策審議会	人権文化センター	13	6	46.2	●	
3	情報公開・個人情報保護審査会	政策企画課	5	2	40.0	●	
4	行政不服審査会	総務・債権管理課	5	2	40.0	●	
5	情報公開・個人情報保護運営審議会	政策企画課	4	1	25.0		
6	防災会議	危機管理室	31	4	12.9		
7	国民保護協議会	危機管理室	31	4	12.9		
8	非常勤職員公務災害補償等認定委員会	人事課	5	0	0.0		
9	非常勤職員公務災害補償等審査会	人事課	3	1	33.3		
10	法令遵守推進委員会	人事課	5	0	0.0		
11	まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	政策企画課	10	3	30.0		
12	地域福祉審議会	福祉推進課	15	6	40.0	●	
13	民生委員推薦会	福祉推進課	7	5	71.4		

4 附属機関(地方自治法第202条の3関係)							
	名 称	所管課	総委員数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性委員 比率(%)	男女 均衡	備考欄
14	障害者施策推進協議会	福祉推進課	15	6	40.0	●	
15	障害支援区分審査会	福祉推進課	7	1	14.3		
16	高齢者援護施設入所判定委員会	高齢介護課	7	2	28.6		
17	予防接種健康被害調査委員会	すこやか推進課	10	1	10.0		
18	地域医療・保健事業推進協議会	すこやか推進課	11	4	36.4		
19	介護認定審査会	高齢介護課	19	7	36.8		
20	国民健康保険運営協議会	保険年金課	11	7	63.6		
21	介護保険事業運営委員会	高齢介護課	13	4	30.8		
22	環境保全審議会	環境課	12	5	41.7	●	
23	都市計画審議会	都市計画課	13	4	30.8		
24	バリアフリー基本構想継続協議会	都市計画課	17	4	23.5		
25	景観審議会	都市計画課	7	2	28.6		
26	立地適正化計画策定委員会	都市計画課	6	3	50.0	●	
27	社会教育委員	生涯学習課	6	5	83.3		
28	文化財保護審議会	生涯学習課	6	0	0.0		
合 計			299	92	30.8		

5 その他の委員、会議など							
	名 称	所管課	総委員数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性委員 比率(%)	男女 均衡	備考欄
1	財産区管理会	総務・債権管理課	45	1	2.2		
2	島本町ふれあいセンター運営協議会	総務・債権管理課	7	2	28.6		
3	要保護児童対策地域協議会	こども家庭課	29	16	55.2	●	
4	青少年指導員	生涯学習課	10	4	40.0	●	
5	スポーツ推進委員	生涯学習課	7	3	42.9	●	
6	景観アドバイザー	都市計画課	3	0	0.0		
合 計			101	26	25.7		

※ 基準日時点で委員の発令がない等の理由により委員がいない審議会等は記載していません。
※ 女性委員比率40%以上60%以下の審議会等を男女均衡として表示しています。

6 全体の集計と推移 (2～5の合計)								
基準日	審議会 などの総数	女性委員がいる 審議会などの数	割合(%)	男女均衡の 審議会などの数	割合(%)	総委員数(人)	うち女性 委員数(人)	比率(%)
令和7年4月1日	43	37	86.0	13	15.1	491	165	33.6
令和6年4月1日	45	41	91.1	16	17.6	522	191	36.6
令和5年4月1日	43	40	93.0	17	18.3	508	188	37.0

資料2 女性職員の割合

1. 各役職段階の男女別割合(各年度4月1日現在)

	令和5年度					令和6年度					令和7年度				
	人数(人)			割合		人数(人)			割合		人数(人)			割合	
	全体	女性	男性	女性	男性	全体	女性	男性	女性	男性	全体	女性	男性	女性	男性
部・次長級	20	2	18	10.0%	90.0%	20	2	18	10.0%	90.0%	20	2	18	10.0%	90.0%
課長・施設長級	54	8	46	14.8%	85.2%	56	8	48	14.3%	85.7%	58	8	50	13.8%	86.2%
管理職 計	74	10	64	13.5%	86.5%	76	10	66	13.2%	86.8%	78	10	68	12.8%	87.2%
係長級	18	1	17	5.6%	94.4%	19	1	18	5.3%	94.7%	26	6	20	23.1%	76.9%
一般職員	172	81	91	47.1%	52.9%	171	81	90	47.4%	52.6%	163	78	85	47.9%	52.1%
総合計	264	92	172	34.8%	65.2%	266	92	174	34.6%	65.4%	267	94	173	35.2%	64.8%

※ 再任用職員を除く。